

野焼きは 禁止 されています

問い合わせ先 環境整備課 (☎43-7237)

野焼き禁止の例外

	例外となる廃棄物の焼却	例
①	国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者が行う伐採した草木の焼却など
②	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対応または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時における木くずなどの焼却、道路管理のために剪定した枝条などの焼却(廃タイヤは不可)など
③	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	とんどなどの地域の行事における廃材などの焼却など
④	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が行う凍霜害防止のための稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却(廃ビニールは不可)など
⑤	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微な焼却	たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材などの焼却など

※⑤の軽微な焼却とは、煙の量やにおいなどが近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことをいいます。

どんな野焼きでも禁止です

野焼きは、不完全な焼却施設などによる屋外での焼却行為のことで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されています。ドラム缶・ブロック積み・穴を掘っての焼却も、野焼き行為となります。一般家庭から出るごみの焼却も野焼きに該当します。

迷惑行為の場合は、行政指導も

野焼き禁止の例外とされていても、焼却すれば必ず煙が発生します。洗濯物ににおいが付いたり、乳幼児のいる家庭やぜんそくなど呼吸器系の病気の人にとっては、非常に迷惑となります。できる限り焼却しないで処理するようにしましょう。苦情などが寄せられた場合は、行政指導を行います。



例外的に焼却する場合であっても、焼却する場所・時間・風向きなどに十分注意し、他人の迷惑とならないように努めてください。

家賃	共益費	管理費
45,000円～	30,000円	5,400円

※共益費には、光熱水費が含まれています。希望により、食費などが別途必要です。



その他の写真は、府中北市民病院のホームページ・facebookに掲載しています。



問い合わせ先 府中北市民病院 (☎62-2211)

9月1日オープン!

府中北市民病院サービス 付き高齢者向け住宅 シルベスト

シルベストは、府中市の施策「高齢者の人が安心して暮らせる地域づくり」の一環で、府中市病院機構の協力を受けて実現しました。

医療に近接しているという、珍しい付加価値を持った住まいを提供します。

明るく、バリアフリーで暮らしやすい、すてきな施設ができました。入居を希望する人は、問い合わせの上、見学にお越しください。